

### **Ⅲ. 本県におけるオオタカ保護対策の基本方針**

これまでに述べてきた本県におけるオオタカの生息状況とその保護対策の基本方向を踏まえ、本県におけるオオタカ保護対策の基本方針としては、以下に挙げる5つの柱と20の施策体系に整理するものとする（図3-1）。

#### **1. 全県的な生息状況の把握（目標）**

##### **（1）県内全域の分布調査**

県内の分布や生息数とその動向に関し、山地部における繁殖実態調査を充実させるとともに、既知の生息情報についても定期的なモニタリング調査を実施し、長期的な生息動向の把握を行う。

##### **（2）生態調査**

繁殖生態と巣立ち率、行動圏と生息環境及び餌資源量、移動分散に関する調査等により個体の生態研究を進めるほか、代表的な個体群の生息環境利用（環境選択）調査の実施と生息地適性評価（Hsi）及び潜在的な生息地の評価に関する生態研究を進める。

##### **（3）個体群の健全度の把握**

傷病鳥等の保護収容や学術研究捕獲に際して栄養状態や伝染病等の検査を行うほか、死亡個体等を用いた有害化学物質の残留実態、遺伝的距離、死亡原因等の実態調査を実施していく。また、国外から輸入された個体（近縁亜種）との交雑による遺伝子汚染の可能性がないかについても留意していく。

#### **2. 個体レベルの保護**

##### **（1）捕獲等の規制（密猟防止）**

営巣地における物理的（営巣木バリアード設置、等）・社会的（取り締まり体制、等）な密猟防護策の強化を推進する。

##### **（2）営巣活動への配慮**

カメラマン、観察者等による営巣妨害活動について、マナーやルールの普及・広報等による防止策を検討する。

##### **（3）保護増殖の実施**

傷病鳥等の保護収容、治療及びリハビリによる野生復帰活動を推進するとともに、保護収容個体による人工増殖への活用を図る。

##### **（4）有害化学物質の規制**

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）等の有害化学物質の種類と蓄積濃度に関する実態を把握し、これに基づく規制措置の検討を行うほか、環境中に残留している有害化学物質を除去するための技術研究を推進する。

#### **(5) 調査研究の充実**

傷病鳥の治療方法やリハビリによる野生復帰の技術、人工増殖技術に関する基礎研究等を充実させ、個体レベルの保護を推進する。

### **3. 生息環境の保全・復元・創出**

#### **(1) 環境と共生する土地利用の推進**

環境と共生する土地利用の展開や、オオタカとの共生を目指した土地利用計画及び規制誘導方策を推進する。

#### **(2) 保護区域の設定**

法制度に基づく保護区の設定及び保全重要エリアの公有地化を図る。

#### **(3) 多様な生息環境の維持改善**

ワシタカ類以外の野生生物の保護と積極的な生息環境及び営巣環境の整備を進め、多様な生息環境の維持改善を図る。

#### **(4) 各種開発行為等における配慮**

土地利用及び各種開発行為との調整を図るとともに、ミティゲーション（生態学的補償制度）によるオオタカ生息地への影響に対する回避・軽減・代償策の導入と活用に関して検討していく。

#### **(5) 農林業等の実施上の配慮**

森林における天然林の維持回復を図り、環境共生型農林業を推進する。また、オオタカ保護に貢献する農林業実施者に対する直接補償制度の導入を検討する。

#### **(6) ビオトープの創造とビオトープネットワーク化の推進**

生息地の復元・創出に向けたビオトープの創造を推進するとともに、オオタカ生息地の自然拠点をつなぐビオトープネットワーク化の推進を図り、生物多様性の保全と持続可能な土地利用に向けた施策を充実させる。

### **4. 協働システムの確立**

#### **(1) 国や他の自治体との連携**

環境庁や隣接都県、県内の各市町村との連携の強化を図り、また、県内営巣地登録情報を活用しオオタカ保護を進める。

## **(2) 庁内推進体制の充実**

保護部局や開発部局等の全庁内の横断的な保護推進体制を充実させる。

## **(3) 各主体の協働とその仕組みづくり**

NGO との有機的連携のもとに行う各種の保全活動の実施と保護管理体制を充実させる。

## **(4) 人材の育成**

ワシタカ類保護に取り組む人材育成のための研修体制の整備を図る。

# **5.保護意識の醸成**

## **(1) 情報の収集・管理・発信**

ワシタカ類の研究者、観察者等からも情報を収集し管理するとともに、各市町村などに必要な情報を発信していき、生息環境の保全・復元・創出への取り組みを推進する。また、自然保護部局や自然学習センター等へ有識担当者を配置する。

## **(2) 普及啓発の推進**

ワシタカ類の保護及び生態系の保全と多様性維持に関する県民の理解と、保護や保全に関する県民の合意形成のため、学校、地域における普及啓発を促進する。